官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産一六九〇～一七〇八）　一
○保安施設地区の指定をする件
（同一七〇九）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一三三九、一三四〇）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が決定された件
（防衛二六九）　六
○道路に関する件
（関東地方整備局二四四）　六
○道路に関する件
（近畿地方整備局一二四）　六
○道路に関する件
（九州地方整備局一〇八）　六
○道路に関する件
（北海道開発局七六、七七）　六
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（福岡労働局最低賃金公示五）　八
公聴会
労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件　八
除籍が滅失した件（同一七八）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町川嶽字明神谷三四八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字明神谷三四八八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字志久字中峠二五九四、二五九五の一、二七〇一の一、二七〇二、二七〇三から二七〇四まで、二七〇八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中峠二五九四・二五九五の一・二七〇一の一・二七〇二から二七〇四まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月十日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市橘町大字芦原字鐘撞谷五六八三の一・五六八三の二八九・五六八三の二九一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六八三の一一、五六八三の三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鐘撞谷五六八三の一・五六八三の一一・五六八三の三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六八三の二八九、五六八三の二九一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）